

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条例	ページ
◎清潔で美しい高知県をつくる条例	2

公布された条例のあらまし

◆清潔で美しい高知県をつくる条例（高知県条例第93号）

1 条例制定の目的

この条例は、県土の美観の保持及び回復を推進し、快適な生活環境の実現に寄与することを目的とし、清潔で美しい県土づくりについて、基本理念を定め、県、県民等、事業者及び土地所有者等の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
- (2) 清潔で美しい県土づくりは、次に掲げる事項を基本理念とすること。（第3条）
 - ア 自らが行うという意識の下に、県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等が、その責務又は役割を自覚して遂行することにより行われなければならないこと。
 - イ 県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならないこと。
- (3) 清潔で美しい県土づくりのための県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等の責務又は役割を明らかにすること。（第4条から第8条まで）
- (4) 県は、県が管理する土地及び建物その他の工作物について、美観の保持及び回復に配慮した維持管理を行うこと。（第9条）
- (5) 県は、美観施策を推進するため、美化活動並びに美観の保持及び回復に関する啓発を行うボランティア制度を設けること。（第10条）
- (6) 県は、県民等及び特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う自主的な美化活動を促進するため、必要な情報を提供するとともに、県民等及び民間の団体が相互に意見を交換することができるよう必要な支援を行うこと。（第11条）
- (7) 知事は、美観の保持及び回復のため必要があると認めるときは、事業者及びその関係団体等との間において、次に掲げる事項について美化活動協定を締結することができる。（第12条）
 - ア 美化活動における県民等の意識啓発に関する事項
 - イ 地域住民と連携して行う美化活動に関する事項
 - ウ ごみの減量及び再生利用に関する事項
 - エ アからウまでの事項のほか、美化活動に関する事項
- (8) 県は、美観の保持及び回復について県民等、事業者及び土地所有者等の関心及び理解を深めるため、県民一斉美化活動月間を設けることとし、その期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うこと。（第13条）
- (9) 県は、美観の保持及び回復について県民等、事業者及び土地所有者等の関心及び理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を図ること。（第14条）
- (10) 県は、美観施策を推進するため、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う美観施策について、情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援に努めることとし、必要に応じ、国等及び市町村に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請すること。（第15条）
- (11) 県は、美観の保持及び回復のため、関係法令の積極的な活用を図ること。（第16条）
- (12) 市町村が美観施策に関する条例を制定している場合において、当該市町村の条例

の内容がこの条例の目的に則したものであり、かつ、この条例とおおむね同等の効果が期待できるものであると認められるときは、当該市町村の区域内で行われる当該市町村の条例の対象となる美観施策については、当該市町村の条例の定めるところによること。(第17条)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

清潔で美しい高知県をつくる条例をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第93号

清潔で美しい高知県をつくる条例

私たちのふるさと高知は、温暖な気候や緑あふれる山々、数多くの清流、黒潮流れる太平洋など豊かな自然環境に恵まれています。そして、その豊かな自然環境と美しい景観は、次の世代へ引き継ぐべき貴重な財産であり、本県を訪れる数多くの観光客を魅了とともに、県民生活を支える農林漁業をはじめとした産業の基盤ともなっています。

しかしながら、私たちの周りを見渡してみると、空き地や河川、海岸、道路、公園、そして観光地に至るまで、さまざまな場所にごみが投げ捨てられ、生活環境を悪化させ、美観を損ねていることが珍しくありません。

このため、私たち一人ひとりが、ふるさとの清潔で美しい県土がかけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で美化活動の取組を実践するとともに、県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等が協働して、美観や清潔さを保持し、周辺の生活環境を損なわないよう配慮し、清潔で美しい県土づくりを推し進めていくことが極めて重要となっています。

ここに私たちは、すべての県民が一体となって、県民総参加による美化活動や快適な生活環境の実現のための取組を展開することにより、清潔で美しい県土をつくり、これを次の世代へ引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、清潔で美しい県土づくりについて、基本理念を定め、県、県民等、事業者及び土地所有者等の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県土の美観の保持及び回復を推進し、もって快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県民等」とは、県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

3 この条例において「美観施策」とは、美観の保持及び回復に関する施策をいう。

(基本理念)

第3条 清潔で美しい県土づくりは、自らが行うという意識の下に、県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等が、その責務又は役割を自覚して遂行することにより行われなければならない。

2 清潔で美しい県土づくりは、県、市町村、県民等、事業者及び土地所有者等その他すべての関係者が相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。
(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、県土の総合的かつ広域的な美観施策を積極的に推進するものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第4条

第1項の規定により一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、基本理念に基づき、第10条の規定によるボランティア制度その他の県が行う美観施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第6条 県民等は、基本理念に基づき、地域の美化活動を自ら進んで行うとともに、県及び市町村が行う美観施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、自ら美観の保持及び回復に努めるとともに、従業者に対する意識啓発に努め、県及び市町村が行う美観施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、基本理念に基づき、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物その他の工作物について、美観の保持及び回復に努め、県及び市町村が行う美観施策に協力するよう努めなければならない。

(県管理地等の美観の保持等)

第9条 県は、県が管理する土地及び建物その他の工作物について、美観の保持及び回復に配慮した維持管理を行うものとする。

(ボランティア制度)

第10条 県は、美観施策を推進するため、美化活動並びに美観の保持及び回復に関する啓発を行うボランティア制度を設けるものとする。

(県民等の美化活動の支援)

第11条 県は、県民等及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う自主的な美化活動を促進するため、必要な情報を提供するとともに、県民等及び民間の団体が相互に意見を交換することができるよう必要な支援を行うものとする。

(美化活動協定の締結)

第12条 知事は、美観の保持及び回復のため必要があると認めるときは、事業者及びその関係団体等との間において、次に掲げる事項について美化活動協定を締結することができる。

- (1) 美化活動における県民等の意識啓発に関する事項
- (2) 地域住民と連携して行う美化活動に関する事項
- (3) ごみの減量及び再生利用に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、美化活動に関する事項

(県民一斉美化活動月間)

第13条 県は、美観の保持及び回復について県民等、事業者及び土地所有者等の関心及び理解を深めるため、県民一斉美化活動月間を設けるものとする。

2 県は、前項の県民一斉美化活動月間の期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(学習の振興等)

第14条 県は、美観の保持及び回復について県民等、事業者及び土地所有者等の関心及び理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を図るものとする。

(市町村との連携及び支援等)

第15条 県は、美観施策を推進するため、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う美観施策について、情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援に努めるものとする。

2 県は、美観施策を推進するため、必要に応じ、国等及び市町村に対し、意見を述べ、

又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(関係法令の活用)

第16条 県は、美観の保持及び回復のため、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(市町村の条例との関係)

第17条 市町村が美観施策に関する条例を制定している場合において、当該市町村の条例の内容がこの条例の目的に則したものであり、かつ、この条例とおおむね同等の効果が期待できるものであると認められるときは、当該市町村の区域内で行われる当該市町村の条例の対象となる美観施策については、当該市町村の条例の定めるところによるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。